

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(11)</u> 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、<u>前項第8号から第10号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 広報県民課に、広報相談統括官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報相談統括官は、命を受け、第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察職員の<u>服務、採用</u>、昇任、配置換えその他の人事に関すること。</p> <p><u>(2)～(11)</u> 略</p>	<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(12)</u> 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、<u>前項第9号から第11号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 広報県民課に、広報相談統括官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報相談統括官は、命を受け、第1項第1号から<u>第7号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察職員の<u>服務、昇任、配置換え</u>その他の人事に関すること。</p> <p><u>(2) 警察職員の採用</u>に関すること。</p> <p><u>(3)～(12)</u> 略</p>

改正前	改正後
<p><u>(12)～(16) 略</u></p> <p><u>2 警務課に、企画室を置く。</u></p> <p><u>(1) 企画室は、前項第2号から第4号まで及び第12号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(2) 企画室に、室長を置く。</u></p> <p><u>(3) 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>(4) 室長は、命を受け、企画室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>3 警務課に、人材育成室を置く。</u></p> <p><u>(1) 人材育成室は、第1項第7号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第11号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(施設装備課)</p> <p>第6条の2 施設装備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 警察装備に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p><u>(13) 拳銃等の使用及び取扱いに関すること。</u></p> <p><u>(14)～(18) 略</u></p> <p>2 警務課に、人材育成室を置く。</p> <p>(1) 人材育成室は、<u>前項第2号及び第8号から第13号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>3 警務課に、人事企画官を置く。</u></p> <p><u>(1) 人事企画官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>(2) 人事企画官は、命を受け、第1項第1号、第3号から第5号まで及び第14号から第18号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第12号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(施設装備課)</p> <p>第6条の2 施設装備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 警察装備に関すること <u>(警務課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(4) 略</p>

改正前	改正後																
<p>(厚生課)</p> <p>第7条 厚生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。</p> <p>(1) 安全・安心まちづくり推進室は、第1項第2号及び第3号に掲げる事務のうち安全・安心まちづくりの推進に関する事務<u>並びに同項第10号及び第11号に掲げる事務</u>をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(厚生課)</p> <p>第7条 厚生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。</p> <p>(1) 安全・安心まちづくり推進室は、第1項第2号及び第3号に掲げる事務のうち安全・安心まちづくりの推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>4 生活安全企画課に、人身安全対策室を置く。</u></p> <p><u>(1) 人身安全対策室は、第1項第2号及び第3号に掲げる事務(安全・安心まちづくり推進室の所掌に属するものを除く。)並びに同項第5号、第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(2) 人身安全対策室に、室長を置く。</u></p> <p><u>(3) 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>(4) 室長は、命を受け、人身安全対策室の事務を掌理する。</u></p>																
<p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 交番</p> <table border="1" data-bbox="226 1284 1099 1372"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	略				<p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 交番</p> <table border="1" data-bbox="1153 1284 2027 1372"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	略			
所属警察署	名称	位置	所管区														
略																	
所属警察署	名称	位置	所管区														
略																	

改正前				改正後			
〃 小城 警察署	略			〃 小城 警察署	略		
	牛津〃	〃 牛津 町大字柿樋 瀬	小城市のうち牛津町、三日月 町(久米(久米、甘木、土生)、 長神田(仁俣)、石木、甲柳 原)		牛津〃	〃 牛津 町大字柿樋 瀬	小城市のうち、牛津町
略				略			
2 警察官駐在所				2 警察官駐在所			
所属警察署	名称	位置	所管区	所属警察署	名称	位置	所管区
略				略			
〃 小城 警察署	大地町 警察官 駐在所	小城市三日 月町織島	小城市のうち、三日月町(久 米(吉原、本告)、織島、長 神田(長神田、高田、佐織、 戊)、道辺、三ヶ島)	〃 小城 警察署	大地町 警察官 駐在所	小城市三日 月町織島	小城市のうち、三日月町(久 米(吉原)、織島、長神田(長 神田、高田、佐織)、道辺、 三ヶ島)
	五条〃	〃 〃 樋口	小城市のうち、三日月町(長 神田(初田、大寺)、堀江、 金田、樋口)		五条〃	〃 〃 樋口	小城市のうち、三日月町(長 神田(大寺)、堀江、金田、 樋口)
	略				略		
略				略			
3・4 略				3・4 略			
5 警察署所在地				5 警察署所在地			
警察署名	所管区			警察署名	所管区		
略				略			
〃 神埼 警察署	略			〃 神埼 警察署	略		
〃 小城 警察署	小城市のうち、三日月町(石木、久米(土生、甘木、 久米、本告)、甲柳原、長神田(初田、戊、仁俣))			〃 小城 警察署	小城市のうち、三日月町(石木、久米(土生、甘木、 久米、本告)、甲柳原、長神田(初田、戊、仁俣))		

改正前		改正後	
〃 白石 警察署	略	〃 白石 警察署	略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。